

規約改定案

改定のポイント

1. 役員等の組織、会議構成を現状に即し明確化
2. 役員任期の改定

※ ____修正・追記

現規約		改定案	
【名称】 第1条	この会は「福島高等学校同窓会 関東梅苑会」と称し、事務局を東京・渋谷「信陵会館内」におく。	【名称】 第1条	この会は「 <u>福島県立福島高等学校同窓会 関東梅苑会</u> 」と称し、 <u>東京都渋谷区道玄坂1-15-3 プリメーラ道玄坂110号</u> 「信陵会館内」におく。
【組織】 第2条	この会は旧制福島中学校・福島高等学校の卒業生・修学生で関東地区の在住者及びその関係者をもって組織する。	【組織】 第2条	この会は旧制 <u>福島県立福島中学校・福島県立福島高等学校の卒業生・修学生</u> で関東地区の在住者及びその関係者をもって組織する。
【目的】 第3条	この会は会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することをもって目的とする。	【目的】 第3条	この会は会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することをもって目的とする。
【事業】 第4条	この会は次の事業を行なう。 1. 会員相互の連絡協調に関する事 2. 母校の発展援助に関する事 3. 母校の同窓会発行会員名簿に関する事 4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関する事 5. その他目的達成に必要なこと	【事業】 第4条	この会は次の事業を行なう。 1. 会員相互の連絡協調に関する事 2. 母校の発展援助に関する事 3. 母校の同窓会発行会員名簿に関する事 4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関する事 5. その他目的達成に必要なこと
【役員】 第5条	この会に次の役員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 2-4名 3. 幹事 各学年毎複数名 4. 事務局長 1名 5. 事務局 2-4名 6. 監事 2名 以上の外、会長は総会の推薦により名誉会長及び顧問を委嘱することができる。	【役員、学年幹事、事務局】 第5条	この会に役員、学年幹事、事務局をおく。 <u>(1) 役員</u> 1. 会長 1名 2. 副会長 2-4名 3. 事務局長 1名 4. 監事 2名 <u>(2) 学年幹事</u> <u>各卒業学年ごとに若干名の学年幹事をおく。</u> <u>(3) 事務局</u> <u>事務局長を補佐する事務局をおく。</u> 以上の外、会長は総会の承認を得て、 <u>名誉会長を推薦し、また、顧問を委嘱することができる。</u>
【役員の選出】 第6条	・会長、副会長、監事は総会で選出する。 ・幹事は会長の委嘱若しくは各学年の推薦により選出する。 ・事務局長、事務局は会長が委嘱する。	【役員、学年幹事、事務局の選出】 第6条	・会長、副会長、監事は総会で選出する。 ・ <u>学年幹事は会長の委嘱もしくは各学年の推薦により選出する。</u> ・事務局長、事務局は会長が委嘱する。 ・ <u>監事は他の役員を兼任できない。</u>

【役員の職務】 第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・会長はこの会を代表し会務を統括する。 ・副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。 ・幹事は同学年を代表し会務にあたる。 ・事務局長、事務局は会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。 ・監事は会計を監査する。 	【役員の職務】 第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・会長はこの会を代表し会務を統括する。 ・副会長は会長を補佐し、<u>会長に事故が生じた場合は職務を代行する。</u> ・<u>事務局長、事務局</u>は会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。 ・監事は会計を監査する。
【役員の任期】 第8条	役員の任期は次回総会までとし、役員定年は役員就任年齢70歳までとする。但し、やむをえない事情で退任を認める場合は、幹事会で決定する。	【役員の任期】 第8条	役員の任期は次回総会までとし、 <u>再任を妨げない。但し、会長・副会長の職務にあつては3期を限度とする。</u> <u>やむをえない事情での退任は学年幹事会で決定する。</u>
【総会】 第9条	<p>①総会は原則として2年毎に開き、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会務の報告 2. 予算の審議及び決算の承認 3. 役員の選出 4. 議案の議決 5. 規約の改廃 6. その他重要な事項 <p>但し、総会はその権限の一部を幹事会に委任することができる。</p>	【総会】 第9条	<p>①総会は原則として2年毎に開き、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会務の報告 2. 予算の審議及び決算の承認 3. 役員の選出 4. 議案の議決 5. 規約の改廃 6. その他重要な事項 <p>但し、総会はその権限の一部を<u>学年幹事会</u>に委任することができる。</p>
【会議の構成】 第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は、会員をもって構成する。 ・幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、総会の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。 	【会議の構成】 第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は、会員をもって構成する。 ・<u>学年幹事会は、役員および学年幹事</u>をもって構成し、総会の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。 ・<u>役員会は役員</u>をもって構成し、<u>総会並びに学年幹事会</u>の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。
【招集】 第11条	総会及び幹事会は会長が招集する。会議の議決は多数決による。	【招集】 第11条	総会および <u>学年幹事会</u> は会長が招集する。会議の議決は <u>出席会員の過半</u> により決する。
【会計】 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・この会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は学年幹事会で決定する。 ・会計年度は4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。 	【会計】 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・この会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は学年幹事会で決定する。 ・会計年度は4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。
【その他】 第13条	その他必要と認める事項は、その都度幹事会で協議し、決定する。	【その他】 第13条	その他必要と認める事項は、その都度 <u>役員会</u> で協議し、決定する。

平成7年3月10日一部改正 (第1条、第5条、第11条、第12条)

平成11年3月12日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第12条)

平成13年4月13日一部改正 (第8条)

平成17年5月13日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第12条)

平成19年5月18日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条)